高周波利用設備許可申請書(VIO3n 用)

医療用高周波設備(電気メスで出力 50W を越えるものについて必要)は設置する前に許可を受ける必要があります。その根拠法は下記の通りですが、申請は原則として医療用高周波設備を使用する当該医療機関が自ら行うのが原則です。

1. 根拠となる法律

電波法第100条(高周波利用設備)

左に掲げる設備を設置しようとする者は、当該設備につき、総務大臣の許可を得なければならない。

第1項第2号:

-略-10キロヘルツ以上の高周波電流を利用するものの内、総務省令で定めるもの

電波法施行規則第45条(通信設備以外の許可を要する設備)

法第100条第1項第2号の規定による許可を要する高周波電流を利用する設備を次の通り定める。

第1号:

医療用設備(高周波のエネルギーを発生させて、そのエネルギーを医療のために用いる ものであって50ワットを越える高周波出力を使用するものをいう)

電波法第110条(罰則規定)

次に該当するものは、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する 法第100条の規定による許可がないのに、同条同項の設備を運用したもの

2. 申請方法

2-1 申請の種別、必要書類

下表の通りです。

	必要書類							
該当事項	申請書・届出書	添付書類	添付図面	るの仏				
	(1部)	(2部)	(2部)	その他				
新設	許可申請書	要	要	返信用封筒				
增設、取替、等	変更許可申請書	要	要	"				
一部撤去	変更届	要	不要	"				
設置場所変更(移転等)	変更許可申請書	要	要	旧許可状				
	友史計刊中胡青	女	女	返信用封筒				

- 注-1) 新設には既に電気メスを設置運用しているが未申請の場合を含みます。
- 注-2) 設置場所変更は住所の変更が伴う場合で、同一院内での移動は含まれません。
- 注-3) 添付図面は次ページを参照して下さい。

提出を要する添付図面

平成15年3月24日付で無線局免許手続規則別表第6号第2が一部改正されたことにより提出を要する添付図面は下記の通りとなりました。これまで提出していた装置の系統図等は不要となりました。

① 装置の外観図又は写真

変更許可申請においては、既に許可された装置と同型(工事設計の内容が同じ)の設備を増設しようとする場合は、装置の外観図を省略することができます。その場合、添付書類の参考事項欄には、次の通り記載して下さい。

(関高第○○○号、平成○年○月○日許可済みの第○装置と同型の外観図面のため省略します)

② 設置場所付近の図面

設置場所を中心とした概略半径 200 メートルの円内の略図に建造物、道路及び空地等の 状況を示したものです。web 地図で代用可能です。

この図面が必要なのは原則として許可申請(新設)の場合のみです。

2-2 申請書、添付書類の記載方法

- 1)申請書、添付書類の記載方法については別紙記載見本を参照して下さい。
- 2)申請書作成上の注意(申請書の[注]を参照して下さい)
- ア. 申請の単位

申請は原則として使用者が設置場所ごとに行ないます。設置場所とは同一住所内毎となりますので手術室・内視鏡室などに別々にある場合でも一つの申請となります。

イ。申請者の「氏名または名称」「住所」

申請者の名称は「法人または団体の場合は、商号または名称並びに代表者の役職名及び 氏名」を記載して下さい。

また国の機関、地方自治体、または法律により直接に設立された法人の場合は、代表者の記載は不要です。

※申請者の例は下記の通りです。

- ・旧国立病院の場合 → 独立行政法人国立病院機構
- ・自治体病院の場合 → 最上部機関(都道府県、市、町等)
- ・国立大学病院の場合 → 国立大学法人○○大学
- ・私立大学病院の場合 → 大学代表者名
- ・医療法人の病院の場合 → 登記上の名称
- ・クリニックなどの法人格のない病院 → 個人名

ウ。添付書類

添付書類の「4 氏名または名称」「5 住所」の欄はイ。の申請者である最上部機関等の名称・住所となり、「8 設置場所」の欄は設備を設置する住所となります。

2-3 申請書類の入手方法

・各総合通信局のホームページよりダウンロードできます。 関東総合通信局の場合:http://www.soumu.go.jp/soutsu/kanto/

2-4 申請書類の提出先及び問い合わせ先

各地域の申請先・問い合わせ先は下表の通りです。

総合通信局	管轄都道府県	所在地	TEL
北海道総合通信局	北海道	₹060-8795	011-709-2311
http://www.soumu.go.jp/soutsu		札幌市北区 8 条西	(内 4742)
/hokkaido/		2-1-1	
		札幌第一合同庁舎	
東北総合通信局	青森、岩手、	〒980-8795	022-221-0624
http://www.soumu.go.jp/soutsu	宮城、秋田、	仙台市青葉区本町	
/tohoku/	山形、福島	3-2-23	
関東総合通信局	茨城、栃木、	〒102-8795	03-6238-1600
http://www.soumu.go.jp/soutsu	群馬、埼玉、	東京都千代田区九段	
/kanto/	千葉、東京、	南 1-2-1 (九段第 3 合	
	神奈川、山梨	同庁舎 22 階・23 階)	
信越総合通信局	新潟、長野	〒380-8795	026-234-9976
http://www.soumu.go.jp/soutsu		長野市旭町 1108	
/shinetsu/			
北陸総合通信局	富山、石川、	〒920-8795	076-233-4441
http://www.soumu.go.jp/soutsu	福井	金沢市広坂 2-2-60	
/hokuriku/			
東海総合通信局	岐阜、静岡、	₹461-8795	052-971-9617
http://www.soumu.go.jp/soutsu	愛知、三重	名古屋市東区白壁	
/tokai/		1-15-1 名古屋合同庁	
		舎第3号館	
近畿総合通信局	滋賀、京都、	〒540-8795	06-6942-8524
http://www.soumu.go.jp/soutsu	大阪、兵庫、	大阪市中央区大手前	
/kinki/	奈良、和歌山	1-5-44 大阪合同庁舎	
		第一号館	
中国総合通信局	鳥取、島根、	〒730-8795	082-222-3357
http://www.soumu.go.jp/soutsu	岡山、広島、	広島市中区東白島町	
/chugoku/	山口	19-36	
四国総合通信局	徳島、香川、	₹790-8795	089-936-5055
http://www.soumu.go.jp/soutsu	愛媛、高知	松山市宮田町8-5	
/shikoku/			
九州総合通信局	福岡、佐賀、	₹860-8795	096-326-8656
http://www.soumu.go.jp/soutsu	長崎、熊本、	熊本市西区春日2丁目	
/kyushu/	大分、宮崎、	10番1号	
	鹿児島	熊本地方合同庁舎	
沖縄総合通信事務所	沖縄	〒900-8795	098-865-2308
http://www.soumu.go.jp/soutsu		那覇市旭町 1-9 カフ	
/okinawa/_		ーナ旭橋 B-1 街区 5 階	

高周波利用設備許可申請書

令和 年 月 日

殿

申請者 郵便番号

(注1)

住所(法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地)

氏名 (商号又は名称)

代表者の役職名及び氏名

印

電話番号

代理人 郵便番号

住所(法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地)

氏名 (商号又は名称)

代表者の役職名及び氏名

印

電話番号

高周波利用設備() (注2)を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

注1 記載は、次によること。

- (1) 氏名については、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者 の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の 機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人の場 合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること(この場合には申請者の押印は必要としないこと。)。
- 注2 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
- 注3 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
- 注4 許可状その他の処分に係る書類の送付を希望するときは、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した封筒を申請 書に添附すること。この場合において、封筒は当該処分に係る書類を封入し得るものとする。

	届 書										
	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有 帯幅又 波数変	は周	(4) 高周波出力			苛と電極 合方式	(6) 装置内電源 ろ波器	
										□有 □無	
	(装置の別)	(7) しゃへい部分	(8) 機器	の製造者名	7	(9) 機器の	の型式又	は名称	(10)	機器の製造番号	
1 工	(11)高周波そ く流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) しょ	ゃへい室等		(14) その	の他のエ	事設計	(15	5) 添付図面	
事設計	□無	□無	アしゃへい室 材料 構造 m× イ設備を設置す		m ち 造	電波法第100条第5項において準用する同法第28条、 第30条及び第38条に規定する条件に合致している。			□ア 線路系統図□イ 装置の系統図□ウ 装置の外観を示す図又は写真		
	(16) 無線設備	情規則第65条第1項に	おける区別				(17)	定格入力	電力		
	(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生 (19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生								:		
		□ 有	□ 無] 有		□ 無	±	
2	設置場所付近0	図面 □ 設置	は場所付近の建造物	物等の状況	を示す図						
	3 参考事項	Ĭ.									
	ふりがな										
		称					6 設	:備の種別	J		
	ふりがな										
	5 住	5 住 所 郵便番号 — 電話番号 — —									
	7 設置の目	的									
	8 置 場	所	郵便番号 — 電話番号 — — 担当者						_		
	9 高周波電流 通ずる線路	(1) 種	重 別	(2)	区	問	10 割 関高第	午可の番号	号 1	1 許可の年月日	
12	電波法施行規則	川別表第6号第1の表2	の項の(1)の適用の	の条件への	適合		〕適合〕	している		適合していない	
	SING IN MENT		数が他の通信設備			合は、その好					
	※ 備	考									

(注1)の添付書類(装置分)(注2)

申請書

高周波利用設備

装置の別	(1) 使用周 波数	(2) 発信方式	(3) 周波数帯 幅又は周 波数変動 幅	(4) 高 周 波 出力	(5) 負荷と電 極の結合 方式	(6) 装置内 電源ろ 波器	(7) しゃへ い部分	(8) 機器の製 造者名	(9) 機器の型 式又は名 称	(10) 機器の製 造番号	(12) 電 源 ろ 波 器	(17) 定格入 力電力	(18) 無変調 搬送波 状の妨 害波の 発生	(19) 無変 搬送以変 ま が が が 発生	7 設 置 の 目 的	備考
第 1																
第 2																
第 3																
第 4																
第 5																

記入例

高周波利用設備許可申請書

提出年月日

令和 4

年 月

日

○○総合通信局長 殿

申請者 郵便番号

(注1)

住 所

氏名(商号又は名称)医療機関等の名称(最上部機関)

印

代表者の役職名及び氏名(自治体等の場合は不要)

印

電話番号

代理人 郵便番号

住 所

氏名(商号又は名称)実際に設置する病院等の名称

印

代表者の役職名及び氏名 上記の代表者

印

電話番号

高周波利用設備(医療用設備)(注2)を設置いたしたいので、電波法第100条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

注1 記載は、次によること。

- (1) 氏名については、自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人又は団体の場合は、その商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。ただし、申請者が国の機関、地方公共団体、法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人の場合は、代表者の氏名の記載を要しない。
- (2) 代理人による申請の場合は、申請者に関する必要事項を記載するほか、これに準じて当該代理人に関する必要事項を記載するとともに、当該代理人の住所の郵便番号及び電話番号を付記すること。

(この場合には申請者の押印は必要としないこと)

- 2 括弧内は、電力線搬送、誘導式通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
- 3 用紙は、日本工業規格A列4番とする。
- 4 郵便切手をはり、かつ、申請者の住所の郵便番号、住所及び氏名を記載した封筒を申請書に添付すること。 この場合において、封筒は添付書類1通を封入しうるものとし、郵便切手はこれを内容とする郵便物の郵便 料金に相当するものとする。

記入例

申請書



※整理 (注1)の添付書類(高周波利用設備 装置分)(注2) 番号 (3) 占有周波数 (5) 負荷と電極 (6) 装置内電源 (装置の別) (1) 使用周波数 (2) 発振方式 帯幅又は周 (4) 高周波出力 の結合方式 ろ波器 波数変動幅 第○ 350KHz 自励発振 誘電結合 $\pm 10 \text{KHz}$ 300W □有 ■無 (8) 機器の製造者名 (9) 機器の型式又は名称 (装置の別) (7) しゃへい部分 (10) 機器の製造番号 第○ 電極部以外全部 エルベ (ERBE) 社 VI03n (S/N)ドイツ (11)高周波そ 1 (12) 電源ろ波器 (13) しゃへい室等 (14) その他の工事設計 (15) 添付図面 工. く流線輪 事 設 アしゃへい室 □有■無 □ア 線路系統図 計 電波法第100条第5項 □煮 材料 □有 において準用する同法第 構浩 $_{
m m} \times$ $_{
m m} \times$ □イ 装置の系統図 m 28条,第30条及び第3 イ設備を設置する建物の構造 8条に規定する条件に合 □無 ■ウ 装置の外観を示す 無 致している。 造り 図又は写真 階建て 階に設置 (16) 無線設備規則第65条第1項における区別 (17) 定格入力電力 第65条第1項第4号及び総務省告示第207号第4項 455VA (19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生 (18) 無変調搬送波状の妨害波の発生 □有 □有 無 2 設置場所付近の図面 ■ 設置場所付近の建造物等の状況を示す図 第○装置新設・増設等 3 参考事項 ふりがな 6 設備の種別 医療用設備 医療機関等の名称(申請者) 4 氏名又は名称 ふりがな 医療機関等の住所(申請者住所) 5 住 所 郵便番号 電話番号 設置の目的 手術室または内視鏡室にて患者治療行為等のため 設置場所の住所、名称(○○大学病院等) 8 郵便番号 設 置場所 電話番号 担当者 (1) 種 (2) 区 10 許可の番号 11 許可の年月日 関高第 9 高周波電流を (増設、取替、一部撤 通ずる線路 去の場合記入) 12 電波法施行規則別表第6号第1の表2の項の(1)の適用の条件への適合 □ 適合している □適合していない 備 考 使用周波数が他の通信設備に妨害を与える場合は、その妨害を除去するよう措置すること。

複数台複数機種の場合の記入例

申請書



※整理 (注1)の添付書類(高周波利用設備 装置分)(注2) 番号 (3) 占有周波数 (5) 負荷と電極 (6) 装置内電源 (装置の別) (1) 使用周波数 (2) 発振方式 帯幅又は周 (4) 高周波出力 の結合方式 ろ波器 波数変動幅 第1~第5 別紙の通り 別紙の通り 別紙の通り 別紙の通り 別紙の通り 別紙の通り (9) 機器の型式又は名称 (装置の別) (7) しゃへい部分 (8) 機器の製造者名 (10) 機器の製造番号 第1~第5 別紙の通り 別紙の通り 別紙の通り 別紙の通り (11) 高周波そ 1 (12) 電源ろ波器 (13) しゃへい室等 (14) その他の工事設計 (15) 添付図面 く流線輪 T 事 アしゃへい室 □有■無 設 □ア 線路系統図 電波法第100条第5項 計 □煮 材料 □有 において準用する同法第 構浩 m □イ 装置の系統図 $_{
m m} \times$ $_{
m m} \times$ 28条,第30条及び第3 イ設備を設置する建物の構造 8条に規定する条件に合 □無 ■ウ 装置の外観を示す 無 致している。 造り 図又は写真 階建て 階に設置 (16) 無線設備規則第65条第1項における区別 (17) 定格入力電力 別紙の通り 第1~第5 第65条第1項第4号及び総務省告示第207号第4項 (18) 無変調搬送波状の妨害波の発生 (19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生 別紙の通り 別紙の通り 2 設置場所付近の図面 ■ 設置場所付近の建造物等の状況を示す図 第1~第5装置 新設・増設等 3 参考事項 ふりがな 6 設備の種別 医療用設備 医療機関等の名称 (申請者) 4 氏名又は名称 ふりがな 医療機関等の住所(申請者住所) 5 住 所 郵便番号 電話番号 設置の目的 手術室または内視鏡室にて患者治療行為等のため 設置場所の住所、名称(○○大学病院等) 郵便番号 設 置場所 電話番号 担当者 (1) 種 (2) 区 間 10 許可の番号 11 許可の年月日 関高第 高周波電流を (増設、取替、一部撤 通ずる線路 去の場合記入) 12 電波法施行規則別表第6号第1の表2の項の(1)の適用の条件への適合 □ 適合している □適合していない 備 考 使用周波数が他の通信設備に妨害を与える場合は、その妨害を除去するよう措置すること。

高周波利用設備添付書類 別紙(許可番号 関高第〇〇〇〇号 許可年月日 令和〇〇年〇月〇日 医療用設備)

装置の別	(1) 使用周 波数	(2) 発信方式	(3) 周波数帯 幅又は変動 幅	(4) 高 周 波 出力	(5) 負荷と電 極の結合 方式	(6) 装置内 電源ろ 波器	(7) しゃへ い部分	(8) 機器の製 造者名	(9) 機器の型 式又は名 称	(10) 機器の製 造番号	(12) 電 源 ろ 波 器	(17) 定格入 力電力	(18) 無変送 搬送が ま ま 発生	(19) 無搬状の調波 が変き以変害発 の妨の	7 設 置 の 目 的	備考
第1	350kHz	自励発振	±10KHz	300W	誘電結合	無	電極部以 外全部	ドイツ エルベ社	VIO3n	11999995	無	455VA	無	無	患者治療の為	当該申 請対象 分 (新設)
第2	350kHz	自励発振	±10KHz	300W	誘電結合	無	同上	同上	VIO3n	11999996	無	455VA	無	無	同上	同上
第3	350kHz	自励発振	$\pm 10 \mathrm{KHz}$	300W	誘電結合	無	同上	同上	VIO3n	11999997	無	455VA	無	無	同上	同上
第4	350kHz	自励発振	±10KHz	300W	誘電結合	無	同上	同上	VIO3n	11999998	無	455VA	無	無	同上	同上
第 5	350kHz	自励発振	$\pm10{ m KHz}$	300W	誘電結合	無	同上	同上	VIO3n	11999999	無	455VA	無	無	同上	同上

- 注1 不要の文字は 抹 消すること。
 - 2 2以上の装置を一の申請書又は届書に記載する場合は、その装置の数を記載すること(第26条第1項参照)。
 - 3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区	別	記載する欄	備考
1 電力線搬送通	(1) 新設許可の申請(法第1	10(1),(2),(3),(4),(8),(9),(10),	(注1) 電力線搬送通信
信設備、誘導式	00条第1項の許可の申請	(11)(注1)、(12)、(14)及び(15)、3から	設備及び誘導式通
通信設備又は	をいう。以下この表におい	8まで並びに9(注1)	信設備の場合に限
誘導式読み書き	て同じ。)の場合		る。
通信設備(以下	(2) 変更の許可の申請又は	1の(1)(注2)、(2)(注2)、(3)(注2)、(4)	(注2) 行政手続等にお
この様式におい	届出(法第100条第5項に	(注2)、(8)(注2)、(9)(注2)、(10)(注	ける情報通信の技
て「通信設備」と	おいて準用する法第17条	2)、(11)(注2)、(12)(注2)、(14)(注2)	術の利用に関する
いう。)	の許可又は届出をいう。以	及び(15)(注2)、3、4、5、6(注3)、7	法律(平成14年法
	下この表において同じ。)	(注3)、8(注3)、9(注3)、10並びに	律第151号)第3条
	の場合	11	第1項の規定による
2 医療用設備、	(1) 新設許可の申請の場合	10(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7), (8),	電子情報処理組織
工業用加熱設		(9)、(10)、(12)、(13)、(14)、(15)、(16)、	を使用せずに、申請
備又は各種設		(17)、(18)(注4)及び(19)(注5)並びに	等を行う場合におい
備		2から8まで	ては、記載事項を変
	(2) 変更の許可の申請又は	1の(1)(注2)、(2)(注2)、(3)(注2)、(4)	更する欄に限る。
	届出の場合	(注2)、(5)(注2)、(6)(注2)、(7)(注	(注3) 8の欄又は9の欄
		2)、(8)(注2)、(9)(注2)、(10)(注2)、	の記載事項を変更
		(12)(注2)、(13)(注2)、(14)(注2)、	する場合に限る。
		(15)(注2)、(16)(注2)、(17)(注2)、	(注4) 無線設備規則第
		(18)(注2)及び(注4)並びに(19)(注	65条第 1 項第1号
		2)及び(注5)、2(注2)、3、4、5,6	及び第3号の設備
		(注3)、7(注3)、8(注3)、10並びに	であって、400MHz
		11	を超える周波数で動
			作するものの場合に
			限る。
			(注5) 無線設備規則第
			65条第 1 項第1号
			の設備であって、40
			0MHzを超える周
			波数で動作するもの
			の場合に限る。

- ※ 関東局においては、上表の備考欄(注2)、(注3)にかかわらず、変更の許可の申請又は届出の場合においても 記載する欄の全ての項目を記載するよう、お願いしています。
- 4 ※印を付けた欄は、記載しないこと。
- 5 1の(1)の欄から1の(10)の欄までは、通信設備の場合には送信装置、通信設備以外の設備の場合には高周波発生装置について記載すること。申請者に係る設備が2以上の装置を有する場合には、1の欄の(装置の別)の欄に「第1、第2」

(移動する装置を有しない設備の場合に限る。)又は「固定第1、固定第2、移動第1、……」(移動する装置を有する通信設備の場合に限る。)のように記載し、1の(1)の欄から1の(10)の欄までに各装置に対応する該当事項を記載すること。この場合において、各欄の記載事項が同一のものについては、装置の別との対応が明らかな限度において、次のように一括して記載することができる。

(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又 は周波数変動幅	(4) 高周波出力	
第1、第2	255kHz	小目が持	6kHz	100W	
第3~第10	355kHz	水晶発振	40kHz	100W	

- 6 1の(1)の欄は、「255kHz」のように占有周波数帯幅又は周波数変動幅の中央における周波数を記載すること。
- 7 1の(2)の欄は、「水晶発振」、「自励発振」、「火花発振」、「マグネトロン発振」のように記載すること。
- 8 1の(3)の欄は、通信設備の場合には占有周波数帯幅を「6kHz」のように、通信設備以外の設備の場合には周波数変動幅(負荷をかけたときの最高周波数と最低周波数との差とする。)を使用周波数を基準として「(±)100kHz」のように記載すること。
- 9 1の(4)の欄は、最大出力を「1kW」のように記載すること。
- 10 1の(5)の欄は、「誘電結合」、「誘導結合」のように記載すること。
- 11 1の(6)の欄は、高周波発生装置の 筐 体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2 以上の装置を有する場合は、次のように記載すること。

(装置の別)	<u> </u>	(6) 装置内電源ろ波器
第1~第3	<u> </u>	無
第4~第10	> >	有

- 12 1の(7)の欄は、装置ごとに 遮蔽 が施されているものについて、その 遮蔽 されている部分を「全部」、「電源部」、「出力回路」のように記載すること。
- 13 1の(11)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。
- 14 1の(12)の欄は、送信装置又は高周波発生装置の 筐 体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、2以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

(記載例) 第1~第3 有(共用) 第4、第5 有(個別) 第6 無

- 15 1の(13)の欄の記載は、次によること。
 - (1) 遮蔽 室の口には、該当する事項にレ印を付けるとともに、遮蔽 室を有する場合には、その材料及び構造(寸法、形状及び接地箇所の数)を記載し、収容する装置の別を付記すること。

(記載例) ア しゃへい室 □有 □無 (第1~第3、第6) 材料 厚さ1mm亜鉛鍍鉄板 (径5mm円孔打抜き) 構造 3m×4m×2.5m 接地1

- (2) 設備を設置する建物の構造は、設備を設置する部分の構造及び階数を「木造鉄網モルタル塗り(1階)」、「鉄筋コンクリート造(2階)」のように記載すること。
- 16 1の(14)の欄は、(1)の欄から1の(13)の欄までの記載事項以外の工事設計について、「電波法第100条第5項において 準用する同法第28条、第30条及び第38条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。

17 1の(15)の欄の添付図面は、次の表に掲げるところにより提出するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

区別	添付する図面	内容
1 電力線搬送	(1) アの図	高周波電流を通ずる線路の系統について、当該線路の長さ及び線種、固定装
通信設備		置(送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。)の位置、高
		周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所、各支線の分岐点並びに固定装置
		(送信装置に限る。)の設置場所(構内及び構外)付近における他の送電線等の
		施設状況をあわせて表示すること。
2 誘導式通信	(1) アの図	高周波電流を通ずる線路の経路を示すもの(当該線路の長さ及び線種、固定
設備		装置(送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置を含む。)の位置、
		高周波そく流線輪及び電源ろ波器の挿入箇所並びにこの経路に接近して存在
		する他の電線路との相互間の距離を併せて表示すること。)
3 誘導式読み	(1) イの図	装置の系統図
書き通信設備	(2) ウの図	装置の外観を示す図又は写真
4 医療用設	(1) ウの図	装置の外観を示す図又は写真
備、工業用加		
熱設備又は		
各種設備の		
場合		

- 18 1の(16)の欄は、設備規則第65条第1項第1号から第7号までのうち該当するものを「第1号」のように記載すること。また、 別に告示するものに該当するときはその旨を記載すること。
- 19 1の(17)の欄は、定格入力電力を「1kVA」のように記載すること。
- 20 1の(18)の欄は、該当する事項にレ印を付けること。
- 21 1の(19)の欄は、該当する事項にレ印を付けること。
- 22 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路及び空地等の状況を示して提出すること。(提出する場合には、□にレ印を付けること。)ただし、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害電圧並びに使用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度が、設備規則第65条第1号から第4号までに定める最大許容値以下である場合においては、当該図面の提出を要しない。
 - ※ 設置場所付近の図面については、電子地図(2次利用可能なものに限る。)に設置場所を中心とした半径200mの 円を記載して印刷したものでも問題ありません。
- 23 3の欄は、次の事項を記載すること。
 - (1) 第26条第3項(第29条第2項において準用する場合を含む。)の規定により工事設計の記載を省略する場合は、その旨
 - (2) 実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備(450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ10メートルの距離における磁界強度が 37.1+20log₁₀ √ デシベル(毎メートル1マイクロアンペアを0デシベルとする。)を超えるものに限る。)(以下「実験設備」という。)の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次に掲げる事項を記載すること。
 - ア 設置者の連絡担当者及び連絡先

- イ 実験の期間
- ウ 実験設備によって副次的に発する電波又は高周波電流が他の通信に混信又は障害を与えない技術的根拠
- エ 混信等の対策
 - (ア) 実験設備を運用する際の総合通信局長への事前連絡方法
 - (イ) 他の通信設備への混信若しくは障害又は通信設備以外の設備への障害が発生した場合における混信又は障害の除去のために必要な措置についての内容
 - (ウ) 漏えい電界強度の測定方法、測定場所、同一測定場所における運用時間あたりの記録回数等
- オ 実験設備によって副次的に発する電波又は高周波電流による影響を受けるおそれがある無線設備又は無線設備 以外の設備を所有又は占有する者のうち、次に掲げる設備を所有又は占有する者に対する実験に係る計画に関 する説明の有無(「無」の場合は、その理由。)
 - (ア) 実験設備の設置場所周辺の無線設備又は無線設備以外の設備
 - (イ) 実験設備の設置場所付近の見晴らしの良い地点から目視で確認できる、当該実験設備が使用する周波数帯を 受信可能な受信設備
 - (ウ) 実験設備を接続する配電線
 - (エ) 法第25条第1項の規定により公開されている無線局の無線設備、日本国内を設置場所とする短波放送事業者の無線局の無線設備又はその放送を受信する受信設備その他の設備のうち、設置者が説明する事を必要と判断した設備
- カ 申請書、添付書類及び実験に係る計画書に記載する各項目のうち、当該実験設備に関して公開できない事項及 び総務省における情報の公開時に設置者から周知を希望する事項
- (3) その他参考となる事項
- 24 4の欄は、申請者が法人の場合はその名称を、団体の場合はその名称及び代表者氏名を記載し、それぞれにふりがなを付けること。
- 25 5の欄は、申請者が法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載し、ふりがなを付けること。
- 26 6の欄は、電力線搬送通信設備、誘導式通信設備、誘導式読み書き通信設備、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備の別を記載すること。
- 27 7の欄は、「保安通信用」、「給電指令用」、「(何)業務の連絡用」、「木材の乾燥用」、「金属の熔融用」のように具体的に記載すること。
- 28 8の欄の記載は、次によること。
 - (1) 移動しない装置については、その設置場所を「何県何市何町何番地何内」のように記載し、ふりがなを付けること。
 - (2) 移動する装置については、その常置場所及び移動範囲を記載すること。この場合において、常置場所は、(1)の設置場所に準じて記載するものとする。
 - (3) 2以上の装置を有する通信設備の申請の場合は次によること。
 - ア 設置場所が同一である装置ごとに一括して記載すること。
 - イ 送信装置の設置場所と設置場所を異にする受信装置についても記載すること。ただし、移動する装置で受信装置 のみのものについては記載を要しない。
 - ウ 変更の許可の申請の場合は、既に許可を受けた装置で変更のないものについても併せて記載すること。
- 29 9の(1)の欄は、「送電線」、「配電線」、「誘導線」のように、9の(2)の欄は「(何)変電所~(何)変電所」のように記載する こと。
- 30 該当欄に全部を記載することができない場合は、その欄に別紙に記載する旨を記載し、この様式に定める規格及び質の用紙に適宜記載すること。
- 31 添付書類(添付図面を除く。)の写しの用紙は、この様式に定める規格の用紙とする。
- 32 変更の許可の申請又は届出の場合は、注1から注30まで(注16を除く。)によるほか、次によること。

- (1) 変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。
- (2) 5の欄から11の欄まで(8の欄及び9の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。)は、許可状の記載事項により記載すること。